

本市のいじめの状況等

1 学校から報告を受けたいじめの認知件数（令和4年度以降） (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	1, 292	5, 303	6, 426	4, 294
中学校	406	844	1, 072	897
合計	1, 698	6, 147	7, 498	5, 191

※令和7年度は、令和7年11月末時点で学校から報告を受けた速報値

※上記の数値は、学校から報告を受けた実認知件数であり、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における認知件数（被害児童生徒数）とは異なる。

2 令和7年度におけるいじめの状況について

(1) いじめの解消件数と解消率（令和7年11月末時点） (単位：件)

認知件数	内、認知から3か月 経過した件数	内、解消件数	解消率
5, 191件	3, 137件	2, 719件	87%

※いじめの解消に当たっては、「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことについて、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認し、学校において判断

(2) 学年別認知件数 (単位：件)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	629	825	842	830	655	513	4,294
中学校	467	274	156				897

3 いじめの重大事態の状況について（令和3年度から令和6年度分） (単位：件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
1号重大事態	1	1	1	1	4
2号重大事態	0	0	11	1	12
1号かつ2号重大事態	0	0	2	2	4
合計	1	1	14	4	20

※いじめの重大事態の1号重大事態（生命心身財産重大事態）及び2号重大事態（不登校重大事態）は、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、次のとおり規定されている。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。